

笛吹 畑かんだより

令和6年4月発行



令和6年3月14日 通常総代会

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 表紙 | 5 総務課からのお知らせ |
| 2 理事長あいさつ／職員募集 | 6 管理課からのお知らせ |
| 3 令和4年度決算報告 | 7 維持管理協定／配水計画 |
| 4 令和5年度通常総代会／令和6年度予算 | 8 賦課金値上げ／21世紀創造運動／リーフレット |

理事長あいさつ



理事長 高木 晴雄
(山梨市長)

組合員の皆さまにおかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

先ず、令和6年元日に発生した、能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々、並びにご家族様に心よりお見舞い申し上げます。

被災地の日も早い復興と、被災された皆さまの生活がいち早く平穏に戻ることを心よりお祈り申し上げます。

さて、土地改良区につきましては、多くの関係者のご協力のもと、昭和45年の設立以来、今年で54年を迎えます。この間、一貫して畑かん施設の管理を行ってまいりましたが、土地改良区を取り巻く状況も時代の変化とともに変わってきております。そこで、現在、土地改良区が抱える課題を何点か申し上げます。

一つ目は、施設の老朽化問題です。国営造成施設は、国により令和3年度までに機能保全工事を完了しましたが、付帯する県営造成施設につきましては、未だ未着手となっております。

耐用年数を超えた施設もあり、施設の故障も年々増加しておりますので、県営事業部分の早期事業化を目指し、関係する皆さまのご協力を得ながら鋭意取り組んでおります。

二つ目は、依然として、ロシアのウクライナ侵攻や、円安などを背景とした、原油価格、諸資材等、物価高騰が続いております。これにより、土地改良区の扱う資材も軒並み値上がりし、整備補修費が嵩んでいる状況であります。

土地改良区としましては、日頃から、経費節減に努めておりますが、異常な物価高騰となっておりますので、本年度の賦課金をやむを得ず値上げさせていただきました。

今後も、維持管理業務を適正に行い、皆さまのご要望に応えるため、何卒ご理解をお願いいたします。

最後に、ジェンダー平等への取り組みです。

土地改良区は、未だ男性中心の組織と言われておりますが、ジェンダー平等は、人類共通課題であり、男女共同参画基本計画においても、土地改良区の成果目標を数値で示されたことから、進めなければならない課題となっております。

また、時代に即した職場の労働環境整備も進めていかなければなりません。

課題はございますが、日本一の果樹産地を支える施設として、長寿命化していく事が役割であり、使命と感じ業務に取り組んでまいります。

結びに、今後も、土地改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種事業の実施に向けた調整や、新しい課題にも積極的に取り組んでまいりますので、組合員の皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げご挨拶といたします。

令和6年度 笛吹川沿岸土地改良区の職員募集（若干名）

元気でやる気のある方、歓迎します。

- ◆業務内容 畑地かんがい用水施設の維持管理・事務業務等
- ◆受験資格 ①平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
②普通自動車免許を取得している者又は採用時までに取得見込みの者
- ◆選考方法 書類選考後、筆記試験・面接試験により可否を決定します。
合格者は、令和7年4月1日採用となります。
- ◆応募方法 ホームページをご覧ください。または総務課までご連絡ください。
- ◆応募締切 令和6年7月31日（水）必着



（お問い合わせ）総務課 電話 0553-22-2469

令和4年度 一般会計・各種特別会計決算報告

◆収支決算書総括表

(単位：円)

収入

科 目	一般会計	太陽光発電事業 特 別 会 計	国営笹吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	408,368,344	0	0	0	408,368,344
附帯事業収入	66,780	0	0	0	66,780
発電事業収入	0	14,720,992	7,415,605	0	22,136,597
特定資産運用収入	27,455	0	0	0	27,455
補助金等収入	205,326,687	0	0	0	205,326,687
交付金収入	36,900,000	0	0	0	36,900,000
寄附金収入	0	0	0	0	0
業務受託料収入	422,850	0	0	0	422,850
雑収入	2,422,057	0	0	0	2,422,057
特定資産取崩収入	25,638,583	0	0	0	25,638,583
他会計繰入金	11,953,617	0	0	△ 11,953,617	0
繰越金	66,205,010	0	0	0	66,205,010
収入合計	757,331,383	14,720,992	7,415,605	△ 11,953,617	767,514,363

支出

科 目	一般会計	太陽光発電事業 特 別 会 計	国営笹吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業費支出	399,355,248	0	0	0	399,355,248
発電事業費	0	313,632	356,748	0	670,380
一般管理費支出	94,400,935	1,414,900	669,700	0	96,485,535
借入金返済支出	172,458,937	0	0	0	172,458,937
支払利息	404,165	0	0	0	404,165
固定資産取得支出	1,678,500	0	0	0	1,678,500
特定資産積立支出	9,912,878	5,148,000	2,280,000	0	17,340,878
雑支出	0	0	0	0	0
他会計繰出額	0	7,844,460	4,109,157	△ 11,953,617	0
補償金預り金支出	0	0	0	0	0
繰越金	79,120,720	0	0	0	79,120,720
予備費	0	0	0	0	0
支出合計	757,331,383	14,720,992	7,415,605	△ 11,953,617	767,514,363

◆貸借対照表総括表 令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	68,564,697	未 払 金	82,195,653
未収賦課金等	1,993,668	前 受 金	42,649,151
売電未収金	1,059,855	預 り 金	510,880
その他未収金	92,202,701	賞与引当金	7,811,498
流動資産合計	163,820,921	短期借入金	151,293,107
2 固定資産		適正化事業拠出金短期未払金	2,940,000
(1) 基本財産	0	流動負債合計	287,400,289
基本財産合計	0	2 固定負債	
(2) 特定資産		その他の長期借入金	1,267,501,569
所有土地改良施設	631,534,808	適正化事業拠出金長期未払金	1,800,000
土地改良施設用地等	59,853,362	職員退職給付引当金	112,805,647
受託土地改良施設使用収益権	55,661,025	役員退任慰労引当金	493,000
財政調整積立資産	215,833,596	その他固定負債	23,694,653
職員退職給付引当積立資産	118,141,866	固定負債合計	1,406,294,869
転用決済金積立資産	45,754,644	負債合計	1,693,695,158
減債積立資産	146,706,895	III 正味財産の部	
建物等更新積立資産	1,400,000	1 指定正味財産	
建設改良積立資産	8,086,000	受取補助金等	49,708,235
未処理用地補償金	23,694,653	所有土地改良施設受贈益	390,268,875
特定資産合計	1,306,666,849	土地改良施設用地等受贈益	59,853,362
(3) その他固定資産		指定正味財産合計	499,830,472
車両運搬具	2,140,021	(うち基本財産への充当額)	0
器具 備品	835,171	(うち特定財産への充当額)	499,830,472
適正化事業拠出金	20,040,000	2 一般正味財産	
長期未収賦課金等	12,599,624	一般正味財産合計	△ 687,370,044
出 資 金	53,000	(うち基本財産への充当額)	0
その他固定資産合計	35,667,816	(うち特定財産への充当額)	664,999,858
固定資産合計	1,342,334,665	正味財産合計	△ 187,539,572
資産合計	1,506,155,586	負債及び正味財産合計	1,506,155,586

令和5年度 通常総代会開催

令和6年3月14日、山梨市民会館「401 会議室」において、通常総代会を開催いたしました。議長には笛吹市の宮川孝総代を選任し、議事については6議案が審議され、令和5年度諸会計収支補正予算、令和6年度諸会計収支予算等、全議案が原案どおり可決されました。



◆令和6年度 収支予算書総括表

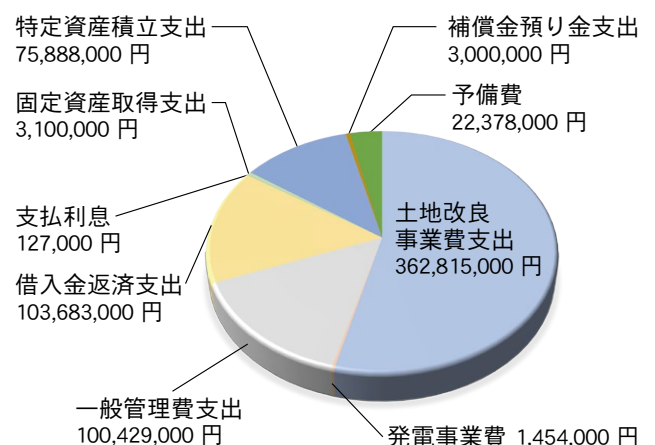
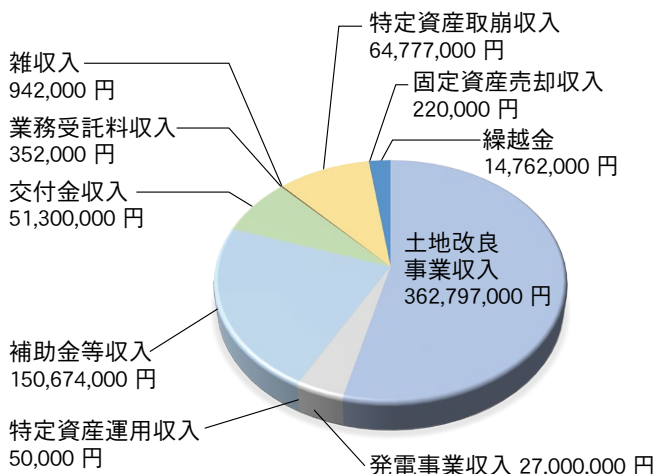
(単位：円)

収入

科 目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	362,797,000	0	0	0	362,797,000
附帯事業収入	0	0	0	0	0
発電事業収入	0	18,000,000	9,000,000	0	27,000,000
特定資産運用収入	50,000	0	0	0	50,000
補助金等収入	150,674,000	0	0	0	150,674,000
交付金収入	51,300,000	0	0	0	51,300,000
寄附金収入	0	0	0	0	0
業務受託料収入	352,000	0	0	0	352,000
雑収入	942,000	0	0	0	942,000
特定資産取崩収入	64,777,000	0	0	0	64,777,000
固定資産売却収入	220,000	0	0	0	220,000
他会計繰入金	12,330,000	0	0	△ 12,330,000	0
繰越金	14,762,000	0	0	0	14,762,000
収入合計	658,204,000	18,000,000	9,000,000	△ 12,330,000	672,874,000

支出

科 目	一般会計	太陽光発電事業特別会計	国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業費支出	362,815,000	0	0	0	362,815,000
発電事業費	0	821,000	633,000	0	1,454,000
一般管理費支出	98,269,000	1,450,000	710,000	0	100,429,000
借入金返済支出	103,683,000	0	0	0	103,683,000
支払利息	127,000	0	0	0	127,000
固定資産取得支出	3,100,000	0	0	0	3,100,000
特定資産積立支出	68,460,000	5,148,000	2,280,000	0	75,888,000
雑支出	0	0	0	0	0
他会計繰出額	0	8,300,000	4,030,000	△ 12,330,000	0
補償金預り金支出	3,000,000	0	0	0	3,000,000
繰越金	0	0	0	0	0
予備費	18,750,000	2,281,000	1,347,000	0	22,378,000
支出合計	658,204,000	18,000,000	9,000,000	△ 12,330,000	672,874,000



▶組合員の皆様へ！こんなときは届け出が必要です！

◆名義等の変更（土地改良法第43条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更

電話での変更はできません！
ホームページでも、各種用紙が
ダウンロード出来ます。

◆権利義務の継承（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになりますので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

◆受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

また、畑かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畑かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用
- 公共用地（道路等）へ転用

令和6年度 賦課金の徴収期日の決定

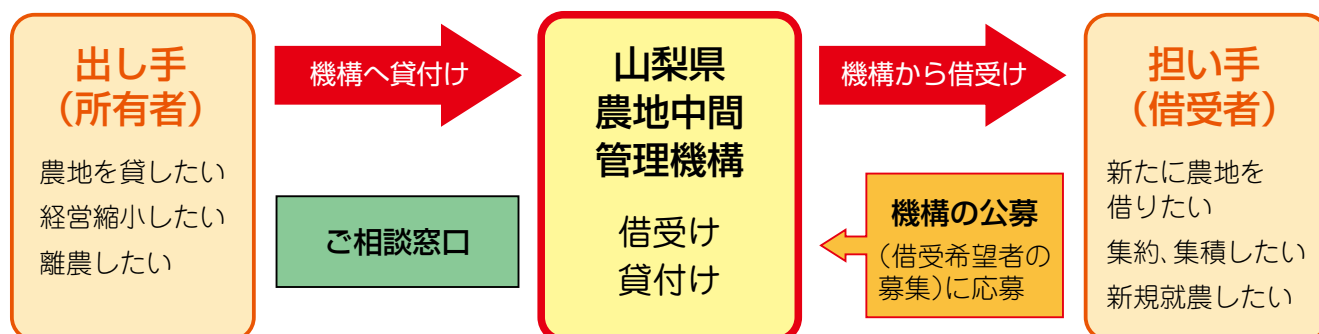
- 1期賦課金（経常費賦課金）令和6年 6月25日（火）
- 2期賦課金（特別賦課金）令和6年 11月25日（月）

賦課金の徴収方法

- 農業協同組合口座より自動引き落とし
- 現金直接納入

農地中間管理事業をご利用ください。

（後継者がいない、また農地を相続したが事情により耕作が出来ない場合等）



【ご相談窓口】 関係市町農業委員会または山梨県農業振興公社までお願いします。

お願い

電気料金の値上げや物価の高騰により、維持管理費が増加しております。

長雨等で散水をしない場合は制御所の電源を落とすなど無効散水の防止に努め、節電にご協力下さい。

日々の点検・管理が負担軽減に繋がりますので、ご協力をお願いします。

◆散水方法

- 電磁弁設置地区は自動散水が原則ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議して下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
- ※ 圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながるので絶対にしないで下さい。

◆春先の一斉散水

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

◆圃場バルブ

- 圃場内散水バルブより個人管理になっています。
バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。
圃場内バルブに限らず、故意・過失による畑かん施設破損については、個人負担になります。

◆冬季の管理

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
 - 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
 - 冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れがあるので、注意して下さい。
- ※ 凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。

スプリンクラー
の詰まり
改善方法



▶漏水が発生したら、まず止水！止水処理の連絡は、各ブロック長へ！

発見者 → ブロック長 → 土地改良区



- ①発生場所（分水名・ブロック名・電磁弁番号）
- ②故障状況（漏水・水が出ない・機器故障等）
- ③通報者及び関係者の氏名・連絡先

※日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行って下さい。

※給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。

農家負担軽減につながる維持管理協定（13箇所のうち 11 箇所締結済）

国営事業により造成されたファームポンド（調整池）は、火災発生時の防火用水としての機能を併せもっております。この多面性に着眼し地域と一体となって施設管理体制を構築するため、地元自治会や地元消防団等と維持管理協定を締結し、ファームポンド（調整池）内及び周辺の除草作業を実施していただいております。組合員の維持管理費負担軽減につながっています。

◆維持管理協定を締結している 11 箇所の調整池

- 右岸 1 分水調整池 山梨市消防団牧丘分団
- 右岸 2 - 2 分水調整池 山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会
- 右岸 2 - 3 分水調整池 山梨市市川区
- 左岸 2 分水調整池 甲州市塩山下萩原区
- 左岸 3 - 1 分水調整池 甲州市塩山牛奥区
- 左岸 3 - 2 分水調整池 } 甲州市勝沼町菱山第 1 区、
- 左岸 3 - 3 分水調整池 } 笛吹畑かん菱山管理運営委員会
- 左岸 5 - 1 分水調整池 } 笛吹市消防団御坂分団
- 左岸 5 - 2 分水調整池 }
- 左岸 6 分水調整池 笛吹市境川町大黒坂区
- 左岸 7 - 1 分水調整池 笛吹市境川町大窪区



左岸 7-1 分水調整池 除草作業写真

◆地域貢献活動に参画している企業 ○鉄建建設(株) 東京支店 ○愛知時計電機(株)

令和 6 年度 配水計画

- (取水口等の位置) 第 1 条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。
(取水量等) 第 2 条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分 \ 期間	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	9 月 1 日から 10 月 31 日まで	11 月 1 日から 翌年の 3 月 31 日まで
最大取水量 最大注水量	2.26 m ³ /S	3.24 m ³ /S	2.41 m ³ /S	1.35 m ³ /S
年間総取水量	30,770 千 m ³			

- (配水ブロック) 第 3 条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。
(配水方法) 第 4 条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画（散水回数・時間）に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

右岸幹線

分土工	分土工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1 ~ 1-8	8	132	0.10 m ³ /s
2-1	2-1-1 ~ 2-1-7	7	114	0.09 m ³ /s
2-2	2-8 ~ 2-12	5	82	0.06 m ³ /s
2-3	2-13 ~ 2-18	4	109	0.09 m ³ /s
3	3-1 ~ 3-16	16	246	0.19 m ³ /s
4	4-1 ~ 4-9	9	108	0.08 m ³ /s
右岸幹線 計		49	791	0.61 m ³ /s

左岸幹線

分土工	分土工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1 ~ 1-7	7	114	0.09 m ³ /s
2	2-2-2 ~ 2-9	12	149	0.12 m ³ /s
3-1	3-1 ~ 3-8	8	148	0.12 m ³ /s
3-2	3-12-A ~ 3-32	8	125	0.10 m ³ /s

分土工	分土工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
3-3	3-9 ~ 3-39	29	409	0.32 m ³ /s
4-1	4-1 ~ 4-53-1	26	320	0.25 m ³ /s
4-2	4-18 ~ 4-60-2	26	346	0.27 m ³ /s
5-1	5-1 ~ 5-32	31	394	0.31 m ³ /s
5-2	5-33 ~ 5-48-2	17	231	0.18 m ³ /s
6	6-1-A ~ 6-31	32	419	0.33 m ³ /s
7-1	7-1 ~ 7-14-2	16	190	0.15 m ³ /s
7-2	7-15 ~ 7-31	12	183	0.14 m ³ /s
8-1	8-1 ~ 8-16	13	115	0.09 m ³ /s
8-2	8-13 ~ 8-15	3	45	0.03 m ³ /s
9	9-1 ~ 9-13	13	166	0.13 m ³ /s
左岸幹線 計		253	3,354	2.63 m ³ /s

右・左岸幹線 合計	302	4,145	3.24 m ³ /s
-----------	-----	-------	------------------------

※ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。

- (配水ブロックの代表者及び連絡先)
第 5 条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。
(関係機関)
第 6 条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

経常賦課金増額のお願い

土地改良区の運営におきましては国や県の補助事業を活用するなど、組合員の皆さまの負担軽減を図っておりますが、近年における物価の上昇が顕著に影響し、大変厳しい財政状況となっております。

特に、維持管理費に要する経費においては施設の老朽化はもとより、資材単価の高騰を受け、昨年度より増加傾向にあります。このような状況下ではありますが、役職員一同今まで以上に効率的な整備や経費削減に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



21世紀創造運動の取り組み

令和5年8月20日（日）山梨市三富地内「道の駅みとみ」特設会場において「世界農業遺産認定記念第18回笛吹川源流まつり」が開催され、土地改良区の役職員も参加し、21世紀創造運動を展開しました。

4年ぶりの通常開催となったまつりには、県内外から多くの来場者が参集し、会場内は活気に溢れ賑わいを見せておりました。ブース前では組合員が育てたブドウの試食や水土里ネットのロゴ入り風船を配布、また展示パネルを掲示し、非農家や地域住民に農業農村が果たす役割等を幅広く周知しました。



笛吹川名水育ち「ご安心果菜」リーフレット好評販売中

土地改良区では、組合員の販売促進や収益アップにつながるような取り組みを積極的に行っております。このリーフレットは購入者のオリジナルのコメントを入れることが可能となっております。ぜひこの機会に笛吹の清流で育てた安心・安全な農産物をPRしてみませんか？

平成の名水百選
西沢渓谷（秩父多摩甲斐国立公園）

笛吹川名水育ち
「ご安心果菜」
Fruit and vegetable grown by pure water.

この農産物は平成の名水百選「西沢渓谷」を源流とする
畑地かんがい用水を使い私が丹精込めて作りました。

農園名： 生産者名： 組合員番号：
住 所：
TEL： FAX： E-mail：
取扱農産物：
農園と取扱農産物のPR：
上記生産者は当改良区の組合員であることを証明します。
山梨県 笛吹川沿岸土地改良区

▼ お申し込み方法 ▼

- ①直接電話お問い合わせ（総務課）
- ②申込用紙をダウンロード

規 格	B5判
価 格	1枚 10円 ※100枚単位でのご注文となります。
利用方法	宅配、直売所（観光農園）他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみ ご使用下さい。

- ◆生産者名
- ◆住所
- ◆電話番号
- ◆取扱農産物
- ◆農園等のPRコメント



申 込 書